

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 基本測量の実施……（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 基本測量の終了……（同）…一
- 公共測量の終了（八件）……（同）…一
- 土地区画整理事業の施行認可……（同）…一
- ……（都市整備局市街地整備部区画整理課）…二
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……（都市整備局市街地整備部再開発課）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…五
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……（同）…六
- 森林法第百八十九条の揭示……（産業労働局農林水産部森林課）…九
- ……（建設局道路管理部路政課）…九
- 都道の区域変更……（建設局道路管理部路政課）…九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活文化局都民生活部管理法人課）…二

### 告示

- 鳥獣保護区の指定に伴う縦覧……（環境局自然環境部計画課）…三
- ……（環境局自然環境部計画課）…三
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定に伴う縦覧……（同）…三
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……（東京都収用委員会）…三
- ……（東京都収用委員会）…三

#### ●東京都告示第七百七十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量（火山基本図「八丈島」・「新島」作成）
- 三 測量の区域 八丈島八丈町及び新島村各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月一日から平成二十九年二月二十八日まで

#### ●東京都告示第七百十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院

- 二 測量の種類 基本測量（離島の基準点設置作業）
- 三 測量の区域 須美寿島東小島地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月一日から平成二十八年七月八日まで

#### ●東京都告示第七百十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京航空局長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京航空局
- 二 測量の種類 公共測量（復旧測量（基準点測量））
- 三 測量の区域 大田区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年五月三十日から平成二十八年八月五日まで

#### ●東京都告示第七百十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量（水準点測量）
- 三 測量の区域 町田市地内

四 測量の期間 平成二十七年八月二十六日から平成二十八年六月二十九日まで

●東京都告示第七百十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八王子市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点復旧測量）
- 三 測量の区域 八王子市川口町地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月二十日から平成二十八年七月十一日まで

●東京都告示第七百十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、台東区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 台東区
- 二 測量の種類 公共測量（公共基準点三級改測）
- 三 測量の区域 台東区根岸二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月一日から平成二十八年七月二十九日まで

●東京都告示第七百十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量（公共基準点復旧測量）
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月一日から平成二十八年七月二十九日まで

●東京都告示第七百十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、豊島区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 豊島区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 豊島区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年二月一日から平成二十八年五月十六日まで

●東京都告示第七百二十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 北区王子本町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月十七日から平成二十八年六月十三日まで

●東京都告示第七百二十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 北区赤羽西六丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年六月二十二日から平成二十八年六月十三日まで

●東京都告示第七百二十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき霞ヶ丘町付近土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次の

とおり告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の住所及び氏名

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都 東京都知事 小池 百合子

二 事業施行期間

平成二十八年十月十二日から平成三十二年十二月三十一日まで

一日まで

三 施行地区

新宿区霞ヶ丘町及び渋谷区神宮前二丁目の各一部

四 土地区画整理事業の名称

霞ヶ丘町付近土地区画整理事業

五 事務所の所在地

中野区中野一丁目二番五号

六 施行認可の年月日

平成二十八年十月十二日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示場に掲示する。

●東京都告示第七百二十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年三月十五日から平成三十二年十二月三十一日まで

一日まで

三 施行地区

文京区小石川一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

文京区小石川一丁目四番十二号

平成二十四年三月十五日

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十四年三月三十一日まで延長する。

事務所の所在地を文京区小石川一丁目九番一号 小石川富士ビル三階に変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年十月十二日

●東京都告示第七百二十四号

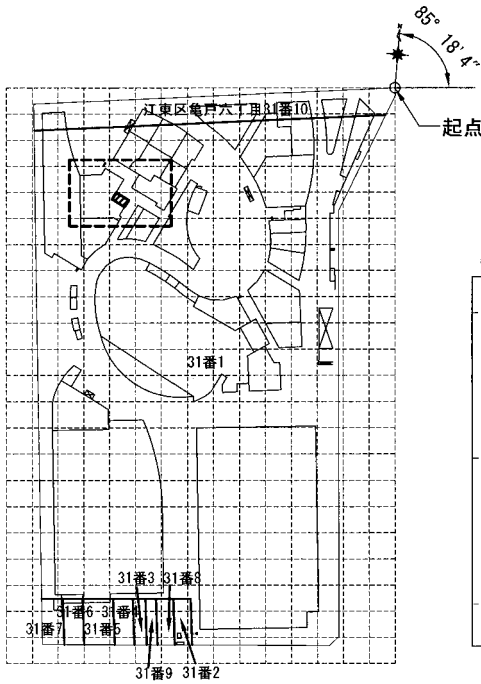
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十八年十月十二日

東京都知事 小池 百合子

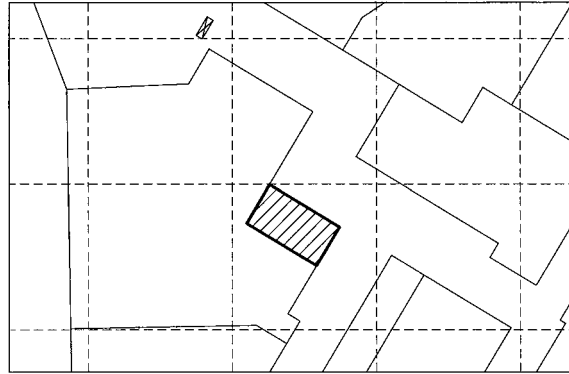
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区亀戸六丁目地内）

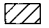



二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別 図



【拡大図】



- 凡 例
-  形質変更時要届出区域
  -  単位区画
  -  敷地境界
  -  筆境界

【起点】  
 起点は、江東区亀戸六丁目31番10の最北端とする。

【格子の回転角度(85度18分4秒)】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して1.0m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百二十五号

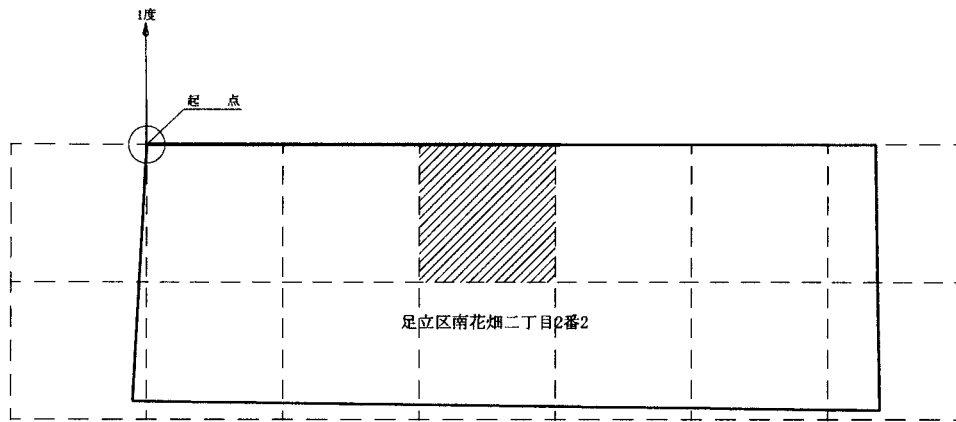
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子


- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区南花畑二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別 図



**【起 点】**  
 起点は、足立区南花畑二丁目2番2の最北端とする。

**【格子の回転角度】1度**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡 例】**
- 調査対象地・筆境界
  - - - 単位区画
  -  形質変更時要届出区域

●東京都告示第七百二十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十九第二項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

| 申請者の名称   | 事業所の名称 | 事業所の所在地      | 廃止年月日      |
|----------|--------|--------------|------------|
| 株式会社ブレケア | そら竹の塚  | 足立区竹の塚6-16-1 | 平成28年4月30日 |

●東京都告示第七百二十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

| 申請者の名称                        | 事業所の名称                         | 事業所の所在地                        | 指定年月日     |
|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------|
| 品川区                           | 品川区立品川児童学園分室                   | 品川区戸越6-16-14                   | 平成28年4月1日 |
| 一般社団法人ころん                     | もうひとつのおうち                      | 目黒区八雲5-1-5                     | 同日        |
| 特定非営利活動法人あかしろ・きいろ発達障害者(児)支援の会 | あかしろきいろ発達支援るーむⅡ                | 大田区池上4-30-9-201                | 同日        |
| 株式会社リップルズ                     | アングンテ・プリモ                      | 杉並区桃井4-4-4 スターテングビル1階          | 同日        |
| 株式会社LINK                      | ファーストステップ池袋教室                  | 豊島区栗町2-9-12 栗町ホワイトビル1階A号       | 同日        |
| 社会福祉法人常盤会                     | あゆみ                            | 板橋区成増5-15-1 セブンビルズ土山1階         | 同日        |
| 株式会社りんりん                      | 療育ルームりんごの木 北園教室                | 練馬区大泉学園町2-20-28                | 同日        |
| 特定非営利活動法人発達支援研究所スプラウト         | 発達支援研究所スプラウト武蔵関教室              | 練馬区関町北2-24-10 LUCE関町001号       | 同日        |
| 社会福祉法人武蔵野会                    | 小平福祉園                          | 小平市花小金井8-1-10                  | 同日        |
| 特定非営利活動法人ハッピーライフフォーエバー        | はっぴいハウス                        | 狛江市和泉本町4-7-27-103              | 同日        |
| 株式会社ゆうゆうらいふ                   | ゆうゆうらいふアカデミー両国                 | 墨田区亀沢1-20-2                    | 平成28年5月1日 |
| 社会福祉法人どろんこ会                   | 発達支援つむぎ 池尻ルーム                  | 世田谷区池尻4-23-16 STUDIO IKEJIRI1階 | 同日        |
| 渋谷区                           | 渋谷区障害者福祉センター代々木の社              | 渋谷区代々木2-35-1                   | 同日        |
| マリナマネジメント株式会社                 | 児童発達支援・放課後等デイサービス マリナ スポーツ塾 初台 | 渋谷区本町2-5-11 三山ビル1階             | 同日        |
| 株式会社ワンウェルネス                   | ハッピーキッズスペースみんと大塚               | 豊島区北大塚3-10-4 岩田ビル1階            | 同日        |
| 介護総合支援合同会社                    | 児童デイサービスKoMoReBi北千住            | 足立区千住曙町37-10 段上ビル2階            | 同日        |
| 株式会社みずならの木                    | 児童デイサービス 生活みずならの木 南小岩          | 江戸川区南小岩7-37-18 クレドハイイツ小岩102号室  | 同日        |
| 一般社団法人地域福祉推進機構                | 児童デイサービス ばんびーの ふなばり            | 江戸川区船場1-8-19-0002号             | 同日        |
| 特定非営利活動法人アイゴ21                | やまだこども教室                       | 東村山市秋津町5-9-4 秋津クリニックビル3階       | 同日        |
| 社会福祉法人わらしこの会                  | Tossie                         | 府中市寿町3-10-7 第二メノン藤1階東          | 同日        |
| 社会福祉法人どろんこ会                   | 発達支援つむぎ 府中ルーム                  | 府中市美町1-22-9 青島ビル2階             | 同日        |
| 一般社団法人麦の会                     | 児童発達支援事業所かりん                   | 小金井市真井北町5-12-1                 | 同日        |

サービスの種類 放課後等デイサービス

| 申請者の名称                        | 事業所の名称                   | 事業所の所在地                      | 指定年月日     |
|-------------------------------|--------------------------|------------------------------|-----------|
| 株式会社CLOVER                    | アフタースクール クローバーキッズ麻布十番    | 港区麻布十番3-11-12 2階A号室          | 平成28年4月1日 |
| 株式会社オーカ                       | ユニゾン上野                   | 台東区北上野1-8-5 ビリーフ上野1階         | 同日        |
| 株式会社ウェルクス                     | STEP浅草                   | 台東区浅草4-38-4                  | 同日        |
| 株式会社オアシス                      | オアゾ子供クラブ                 | 台東区北上野2-25-8                 | 同日        |
| 株式会社ケアサポート安心堂                 | 運動・学習による子供自立支援教室 あんしんキッズ | 墨田区立花1-23-5-114 サンタウン立花      | 同日        |
| 株式会社フィスタ                      | ごえん舎越中島                  | 江東区越中島2-13-10 北沢ビル2階         | 同日        |
| 特定非営利活動法人こどもの地域生活サポーターこびあ     | 第3こびあクラブ                 | 江東区枝川1-11-16                 | 同日        |
| 品川区                           | 品川区立品川児童学園分室             | 品川区戸越6-16-14                 | 同日        |
| 一般社団法人ころん                     | もうひとつのおうち                | 目黒区八雲5-1-5                   | 同日        |
| 特定非営利活動法人あかしろ・きいろ発達障害者(児)支援の会 | あかしろきいろ発達支援るーむⅡ          | 大田区池上4-30-9-201              | 同日        |
| 株式会社版泉                        | ハッピーテラス大田千鳥教室            | 大田区千鳥1-3-19 住建第七ハイブレース107号室  | 同日        |
| オネストリイ株式会社                    | はびねす                     | 世田谷区南房山6-33-33 ウィスタリアハウス2-1階 | 同日        |
| 株式会社日本文理学院                    | 特別支援教育研究所 Wish           | 渋谷区神泉町15-11                  | 同日        |
| 株式会社ビーンズ                      | Art&Music 豆庭 Mame-Niwa   | 渋谷区幡ヶ谷1-8-4 リッツパレス202        | 同日        |
| 株式会社フリップ                      | フリップ                     | 中野区中央5-38-13 エスエス10A 202     | 同日        |
| 株式会社アルガ                       | このこのリーフ滝野川 第2            | 北区滝野川7-20-1 笹岡ビル1階           | 同日        |
| 株式会社このこのリーフ                   | このこのランド桜川五本けやき           | 板橋区桜川3-23-9 ヒルトップYS1階        | 同日        |
| 特定非営利活動法人発達支援研究所スプラウト         | 発達支援研究所スプラウト武蔵関教室        | 練馬区関町北2-24-10 LUCE関町001号     | 同日        |
| 株式会社ケア21                      | あったかい・デイ 花畑              | 足立区花畑5-12-1 花畑団地82号棟102号     | 同日        |
| 株式会社ファーストシーンエデュケーション          | ファーストドリーム新堀              | 江戸川区新堀1-9-15                 | 同日        |
| 特定非営利活動法人ダイバーシティ工房            | スタジオplus+瑞江教室            | 江戸川区東瑞江3-41-6 UHRビル201号室     | 同日        |
| T・N・K合同会社                     | わくわくGATE江戸川              | 江戸川区江戸川3-50-20               | 同日        |
| 日本福祉研究所株式会社                   | 広伸会 江戸川教室                | 江戸川区松島3-46-10-102            | 同日        |
| 一般社団法人チャイルドライフ                | 通所支援ベルテール八王子大塚園          | 八王子市大塚494-1                  | 同日        |
| 株式会社オン・ザ・フライング                | Kidsテラス森野                | 町田市森野5-14-19 1階              | 同日        |

|                     |                               |                              |           |
|---------------------|-------------------------------|------------------------------|-----------|
| 一般社団法人裕             | ロゼット                          | 武蔵野市境1-4-5                   | 同日        |
| 一般社団法人WING-NETWORK  | 放課後等デイサービス WING日野駅前           | 日野市日野本町3-11-5 IMビル202        | 同日        |
| 社会福祉法人武蔵野会          | 小平福祉園                         | 小平市花小金井8-1-10                | 同日        |
| 社会福祉法人睦月会           | 療育型児童デイサービスさざんか第5             | 西東京市田無町5-5-12                | 同日        |
| 渋谷区                 | 渋谷区障害者福祉センター代々木の社             | 渋谷区代々木2-35-1                 | 平成28年5月1日 |
| マリナマネジメント株式会社       | 児童発達支援・放課後等デイサービス マリナ スポーツ塾初台 | 渋谷区本町2-5-11 三山ビル1階           | 同日        |
| 株式会社ランウェルネス         | ハッピーキッズスペースみんと大塚              | 豊島区北大塚3-10-4 岩田ビル1階          | 同日        |
| ITネクスト株式会社          | 放課後等デイサービス ホウエイリゾート落合南長崎      | 豊島区南長崎3-6-14                 | 同日        |
| 特定非営利活動法人クレセール心の相談室 | 第2特定非営利活動法人クレセール心の相談室         | 北区赤羽2-69-4 ヴェルメゾン赤羽1階        | 同日        |
| 特定非営利活動法人つみき        | デイサービスつみき第5                   | 北区豊島1-17-4-100号              | 同日        |
| KAAKIRO福祉株式会社       | レインボー熊野町                      | 板橋区熊野町15-1 パレドール池袋北101       | 同日        |
| 株式会社WEB TATE        | このこのリーフ練馬                     | 練馬区石神井台5-22-41 フォーラム石神井106   | 同日        |
| 介護総合支援合同会社          | 児童デイサービスKoMoReDi北千住           | 足立区千住曙町37-10 段上ビル2階          | 同日        |
| 株式会社カルナ             | アポロキッズクラブお花茶屋                 | 葛飾区お花茶屋2-4-18                | 同日        |
| 一般社団法人ハッピーライフ       | このこのリーフ葛飾                     | 葛飾区東金町1-40-4 金町北口ビル2階        | 同日        |
| 株式会社みずならの木          | 児童デイサービス 生活塾みずならの木 南小岩        | 江戸川区南小岩7-37-18 クレドハイム小岩102号室 | 同日        |
| 一般社団法人地域福祉推進機構      | 児童デイサービス ばんびーの ふなぼり           | 江戸川区船堀1-8-19-0002号           | 同日        |
| 株式会社つぼみ             | つぼみ アウラ                       | 町田市本町田2977-3                 | 同日        |
| 合同会社せせらぎ            | 児童デイサービス サンフラワー府中             | 府中市本宿町2-20-8                 | 同日        |
| 一般社団法人Casa Feliz    | ジョイフル                         | 多摩市永山1-8-17 ボヌール永山208        | 同日        |

サービスの種類 保育所等訪問支援

| 申請者の名称             | 事業所の名称            | 事業所の所在地                 | 指定年月日     |
|--------------------|-------------------|-------------------------|-----------|
| 新宿区                | 新宿区立子ども総合センター     | 新宿区新宿7-3-29             | 平成28年4月1日 |
| 東京都                | 東京都立東部療育センター      | 江東区新砂3-3-25             | 同日        |
| 東京都                | 東京都立北療育医療センター城南分園 | 大田区東雷谷4-5-10            | 同日        |
| 東京都                | 東京都立北療育医療センター     | 北区十条台1-2-3              | 同日        |
| 東京都                | 東京都立北療育医療センター城北分園 | 足立区南花畑5-10-1            | 同日        |
| 東京都                | 東京都立多摩療育園         | 府中市西府町4-7-1             | 同日        |
| 特定非営利活動法人心のい-BASYO | クリックバーズ           | 日野市旭が丘1-16-9 旭が丘1丁目ビル2階 | 同日        |



●東京都告示第七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

|                      |              |         |
|----------------------|--------------|---------|
| 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 所在が不明な通知の相手方 | 掲示場所    |
| あきる野市草花字江里上谷ツ二三九〇番一〇 | 村井弘          | あきる野市役所 |
| 青梅市梅郷二丁目四四九番         | 三和建設株式会社     | 青梅市役所   |

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年東京都告示第千二百五十四号のとおり。

一 保安林の所在場所等

|                      |              |      |
|----------------------|--------------|------|
| 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 所在が不明な通知の相手方 | 掲示場所 |
| 八王子市上恩方町七〇           | 今村幾三、栗田      | 八王子市 |

一番から七〇三番まで

|   |        |
|---|--------|
| チエ子、関山秀藏、曾我ミキ、門倉武男、岡部長三郎、坂田信之、大野正治、大野忠作、菱山博幸、野村六藏 | 役所     |
| 八王子市上恩方町一六九九番イ、同番ロ                                | 株式会社大盛 |
| 八王子市上恩方町一七一六番                                     | 草木リン   |

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年東京都告示第千二百九十六号のとおり。

●東京都告示第七百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

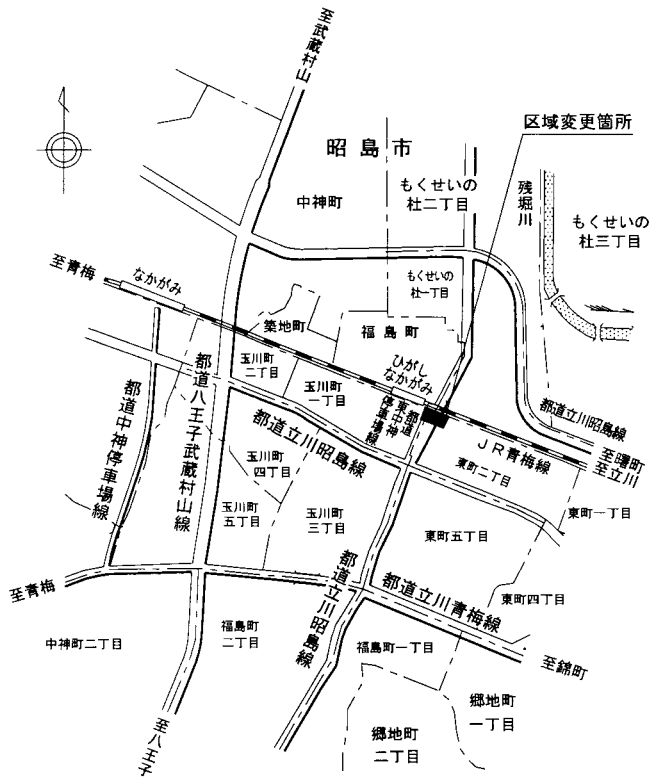
東中神停車場 昭島市東町二丁目百十九番三十地先から

二 変更の区間 同所百十九番十一地先まで

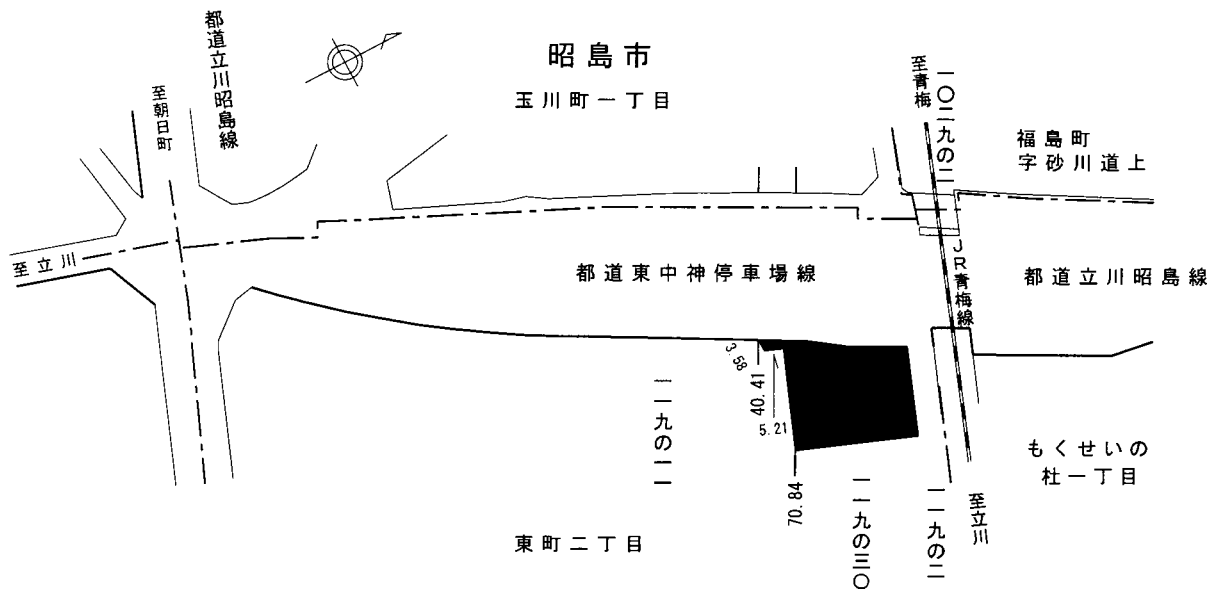
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道東中神停車場線区域変更略図  
昭島市東町二丁目地内



編入区域  
 延長 四四・〇七メートル  
 面積 九五〇・九三平方メートル



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月十二日  
東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年七月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日中文化・経済交流機構
- 三 代表者の氏名  
大久保 洋子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区西早稲田一丁目二十三番四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民を対象として日中文化及びアジア諸国の交流にて相互の産業及び経済発展のため、並びに日中両国そしてアジア諸国の農林業の発展、住みよい生活そしてあらゆる産業の発展に寄与し「素顔の日本」「真愛と平和」「あらゆる諸問題の救済」「生活環境の改善、提案、技術指導」「外国人による新しい観光

地の発掘」「正しいアジア文化の伝道」「地球にやさしい農林業、園芸等の改良、改善及び土壌改良」「活力ある農林業従事者の育成」「巧みの技術の伝道」「環境問題」「人材派遣」「職業訓練生・研修生」を柱として、アジア諸国からの観光客招致に關わる諸事業を行い、地域の活性化及び、国際交流の支援と援助及び国際社会に貢献できる人材育成に寄与する事として地球に優しい生活環境を作り、農林業指導者また、あらゆる産業の高度な技術指導者派遣や諸問題の救済や解決をし、日本国と中華人民共和国そしてアジア諸国の国民の相互理解と友好関係を増進し、日本とアジア及び世界の平和と発展及び地球における生活環境改善に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年七月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会
- 三 代表者の氏名  
古市 徹
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都港区高輪三丁目二十三番十四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、国民に対して、最終処分場技術システムの研究及び普及啓発に關する事業を行い、地域環境の保全、国民生活の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十八年七月二十日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人都市づくり補償研究所

三 代表者の氏名  
海老原 章

四 主たる事務所の所在地  
東京都港区虎ノ門一丁目十二番五号 第二土橋ビル三階

五 定款に記載された目的  
この法人は、国又は地方公共団体が行う道路の拡幅、河川の改修、公園の造成などの公共事業の施行にあたって用地取得される者に対して、移転に際しての居住や事業活動の不安、高齢者等の生活の激変に対する不安など生活再建及び事業再建への不安を解消するための支援活動が不可欠であることから、法律、不動産、建築、金融、租税、経営、ファイナンシャルプランニング、保険等の各種専門家及び行政経験者による生活再建支援活動を行い、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十八年七月二十日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人市民ユニットりぼん

三 代表者の氏名  
内田 富美子

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市横川町千百六十六番地二 メゾンさつきの一〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、市民によるたすけあいの理念に基づき、高齢者・障害者・子育て支援等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話

三 代表者の氏名

清水 康雄

四 主たる事務所の所在地

東京都国分寺市本町一丁目六番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、電話による対話によって、精神的孤独や危機にある人たちが自らが生き抜くことが出来るように援助し、もって福祉と精神衛生、及び保健の増進を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

鳥獣保護区の指定に伴う縦覧について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十八條第一項の規定により鳥獣保護区を指定する予定であ

るので、同条第四項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 鳥獣保護区の名称

八丈小島鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

八丈小島及び同島の平均海面時の海岸線から沖合一キロメートル以内の海域(当該海域内の岩礁を含む。)

三 鳥獣保護区の存続期間

平成二十九年十一月一日から平成四十九年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(一) 鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

八丈小島鳥獣保護区は、八丈小島及び同島の平均海面時の海岸線から沖合一キロメートル以内の海域(当該海域内の岩礁を含む。)により構成される区域で、八丈島の西方約七・五キロメートルに位置している。八丈小島は、内陸部の多くが高木林地(タブノキ・ヤブニッケイ群落等)、低木林地(ガクアジサイ群落等)及び草地(メダケ群落)により形成されている。同島の海岸線と周辺の岩礁は、海食崖のため海崖性の草本が点在して生息する以外は、岩石が裸出した崖地になっている。  
また、当該区域に生息する鳥類では、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項に

規定する天然記念物に指定されているアカコッコ、イイジラムシクイ、カラスバト、カンムリウミスズメのほか、コアホウドリ、モスケミソサザイ、オーストンヤマガラ等の希少種が多く確認されている。  
よって、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十八條第一項の規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

ア 入島者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護管理員による巡視を行うとともに、八丈町及び関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。  
イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

五 縦覧場所等

(一) 期間

平成二十八年十月十二日から同月二十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 東京都環境局自然環境部  
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十二階  
イ 東京都八丈支庁  
八丈島八丈町大賀郷二千四百六十六番二 東京都八丈支庁三階

鳥獣保護区特別保護地区の指定に伴う縦覧について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十九條第一項の規定により特別保護地区を指定する予定であるので、同條第四項において準用する法第二十八條第四項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 特別保護地区の名称

八丈小島鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

八丈小島(八丈小島周辺の岩礁を含む。)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十九年十一月一日から平成四十九年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

八丈小島鳥獣保護区特別保護地区は、八丈小島及び同島の平均海面時の海岸線から沖合一キロメートル以内の海域に点在する岩礁により構成される区域であり、八丈島の西方約七・五キロメートルに位置している。八丈小島は、内陸部の多くが高木林地(タブノキ、ヤブニッケイ群落等)、低木林地(ガクアジサイ群落等)及び草地(メダケ群落)により形成されている。

同島の海岸線と周辺の岩礁は、海食崖のため海産性の草本が点在して生息する以外は、岩石が裸出した崖地になっている。

また、当該区域に生息する鳥類では、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九條第一項に規定する天然記念物に指定されているアカコッコ、イイジママシクイ、カラスバト、カンムリウミスズメのほか、コアホウドリ、モスキミソサザイ、オーストンヤマガラ等の希少種が多く確認されている。

よって、当該区域は、鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十九條第一項の規定に基づく特別保護地区として指定するものである。

(三) 特別保護地区の保護管理方針

ア 法に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。

イ 入島者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護管理員による巡視を行うとともに、八丈町及び関係機関との連携を図り、特別保護地区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

ウ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

五 縦覧場所等

(一) 期間

平成二十八年十月十二日から同月二十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 東京都環境局自然環境部

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十二階

イ 東京都八丈支庁

八丈島八丈町大賀郷二千四百六十六番二 東京都八丈支庁三階

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成28年10月12日

東京都収用委員会

会長 池 田 眞 朗

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都計画都市高速鉄道事業西武鉄道新宿線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 平成28年9月9日

別記のとおり

別記

| 裁決手続の開始を決定した土地 |       |    |                          |                          |                          | 土地所有者 |                    | 土地に関して権利を有する関係人 |    |       | 備考 |
|----------------|-------|----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------|--------------------|-----------------|----|-------|----|
| 所在             | 地番    | 地目 | 登記簿上の地積                  | 実測地積                     | 収用しようとする土地の面積            | 氏名    | 住所                 | 氏名              | 住所 | 権利の種類 |    |
| 東京都中野区上高田五丁目   | 43番1  | 宅地 | m <sup>2</sup><br>186.90 | m <sup>2</sup><br>186.91 | m <sup>2</sup><br>186.91 | 鈴木 芳久 | 東京都中野区上高田一丁目49番17号 |                 |    |       |    |
|                | 43番13 | 宅地 | 186.90                   | 186.91                   | 186.91                   |       |                    |                 |    |       |    |

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 五〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

